

看護師等修学資金貸付のしおり

令和5年11月

野田市健康子ども部保健センター

〒278-0003 千葉県野田市鶴奉7-4

野田市 健康子ども部 保健センター 健康増進係

電話 04-7125-1189

1 制度の目的

この制度は、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）の養成施設（学校・養成所）に在学する方で、将来野田市において看護師等の業務に従事しようとする方に対し、学資を貸付けることにより修学を容易にし、市内における看護師等の確保及び質の向上に資することを目的としています。

☆修学資金は貸付金です。返還免除要件を満たさない場合は全額お返しいただきます。貸付けの申請をする前に、制度の内容を十分にご検討ください。

2 制度の概要

貸付金額	月額5, 000円
貸付対象	看護師等の養成施設に在学中で、将来野田市内で看護師・准看護師の業務に従事しようとする方
貸付期間	貸付け決定の通知で定められた月から正規の修学期間を修了する月まで
返還の免除	養成施設を卒業した日から1年以内に免許を取得し、その後3年間継続して野田市内において引き続き看護師等の業務に従事したとき ※原則として、非常勤勤務（パート等）の期間は含みません。
返還	・ 貸付けの決定が取消されたとき ・ 養成施設を卒業した日から1年以内に該当する免許を取得できなかったとき ・ 免許取得後、直ちに野田市内で看護師等の業務に従事しなかったとき ・ 返還の債務の免除を受ける前に、看護師等の業務外の事由により死亡又は、市内において看護師等の業務に従事しなくなったとき

3 貸付けの申請

<申請方法及び決定>

養成施設長を通して、保健センターへ提出書類を郵送又は持参する。

貸付の可否については、養成施設長を経て申請者に通知します。

<申請時提出書類>

- (1) 修学資金貸付申請書（第1号様式）（※1）
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書（1年以内・学校等で実施した健康診断の写しでも可）
- (4) 養成施設の長の推薦書（第2号様式）（※2）
- (5) 委任状

※1 申請に際しては、連帯保証人として成年者で独立の生計を営む方2名が必要です。申請者が未成年者の場合、1名は法定代理人（親権者等。未成年後見人である法人を含む）としなければなりません。申請者及び連帯保証人は、それぞれ署名・捺印をお願いします。

※2 在学中における諸手続きについては、養成施設（学校・養成所）の協力が必要になり

ますので、事前に協力いただけるかご相談ください。詳細については、野田市保健センター健康増進係へお問い合わせください。

4 貸付けの方法

養成施設を通して、申請者本人へ貸付けます。

5 在学中における諸手続き

借受人は、次表のとおり報告や届出を保健センターにしなければなりません。手続きを怠った場合には、修学資金の貸付けを一時保留されることがあります。

	事由	提出書類
1	在学中の毎年3月末	・ 学業成績表 ・ 健康診断書
2	貸付けを辞退するとき	・ 辞退届（第4号様式） ・ 修学資金借用証書（第14号様式）
3	休学したとき	・ 休学届（第6号様式）
4	停学となったとき	・ 停学届（第7号様式）
5	長期欠席をしたとき	・ 長期欠席届（第8号様式）
6	復学したとき	・ 復学届（第9号様式）
7	氏名又は住所を変更したとき	・ 氏名（住所）変更届（第20号様式） ・ 戸籍や住民票の写しなど新しい氏名や住所を確認できる書類
8	連帯保証人を変更したとき	・ 連帯保証人変更届（第3号様式）
9	本人が死亡したとき	・ 借受人死亡届（第10号様式）
10	卒業したとき（貸付けが終了したとき）	・ 卒業証書の写し ・ 修学資金借用証書（第14号様式）

6 卒業後又は退学における諸手続き

	事由	提出書類
1	免許取得したとき	・ 免許取得届（第15号様式） ・ 免許の写し又は登録証明（看護師免許申請後に届く葉書）の写し
2	免許取得後、市内就業（看護師等）したとき	・ 返還猶予申請書（第12号様式） ・ 就業届（第16号様式）
3	免許取得後、進学（他の養成施設）したとき	・ 返還猶予申請書（第12号様式）

4	卒業後、１年以内に免許を取得できなかったとき	・ 修学資金借用証書（第１４号様式）
5	市内に就業しなかったとき、看護師等の業務に就業しなかったとき	・ 修学資金借用証書（第１４号様式）
6	退学したとき	・ 退学届（第５号様式） ・ 修学資金借用証書（第１４号様式）

7 野田市内で看護師等業務に従事中の諸手続き

	事由	提出書類
1	毎年３月末現在（返還免除になるまで）	・ 現況報告書（第１９号様式）
2	従事期間が３年を過ぎたとき	・ 修学資金返還免除申請書（第１１号様式） ・ 現況報告書（第１９号様式）
3	就業先が変わったとき（野田市内）	・ 就業変更届（第１７号様式）
4	返還免除になる前に退職（転出）し、直ちに市内で再就業しないとき	・ 退職（転出）届（第１８号様式） ・ 修学資金借用証書（第１４号様式） ※一部返還免除になる場合がありますのでお問い合わせください。
5	業務上の事由により死亡したとき、業務に起因する心身の故障で業務の継続ができなくなったとき	・ 修学資金返還免除申請書（第１１号様式）
6	災害、病気その他やむをえない事由により返還が著しく困難になったとき	・ 返還猶予申請書（第１２号様式）
7	氏名又は住所を変更したとき	・ 氏名（住所）変更届（第２０号様式） ・ 戸籍や住民票の写しなど新しい氏名や住所を確認できる書類
8	連帯保証人を変更したとき	・ 連帯保証人変更届（第３号様式）
9	本人が死亡したとき	・ 借受人死亡届（第１０号様式） ※その他、死亡事由により取り扱いが異なりますので、ご相談ください。

8 返還の免除

次のいずれかに該当するときは、申請をすることで返還の債務が免除されます。

申請をしない場合、要件を満たさない場合は返還となりますので、ご注意ください。

	事由	提出書類
1	養成施設を卒業後１年以内に免許を	・ 修学資金返還免除申請書（第１１号様式）

	取得し、野田市内において引き続き3年間看護師等の業務に従事したとき	・ 現況報告書（第19号様式）
2	業務従事期間中に業務上の事由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき	・ 修学資金返還免除申請書（第11号様式） 借受人が看護師等の業務上の事由により死亡した場合は、 ・ 借受人死亡届（第10号様式）

9 返還

次のいずれかに該当するときは、修学資金を返還しなければなりません。返還方法は、月賦、半年賦の均等払（貸付けを受けた期間と同期間以内）、繰上返還のいずれかになります。

	事由	提出書類
1	貸付け決定が取り消されたとき	・ 修学資金借用証書（第14号様式） ※その他、取り消し事由ごとに取り扱いが異なりますので、ご相談ください。
2	養成施設を卒業した日から1年以内に看護師等の免許を取得しなかったとき（他の養成施設へ進学、病気等やむを得ない事由のある場合は要相談）	・ 修学資金借用証書（第14号様式）
3	免許取得後、直ちに看護師又は准看護師として市内就業しなかったとき	
4	返還免除を受ける前に市内で看護師等業務に従事しなくなったとき	
5	返還免除を受ける前に看護師等の業務以外の事由により死亡したとき	・ 修学資金借用証書（第14号様式） ・ 借受人死亡届（第10号様式）

10 延滞利子

借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年14.6%の割合で計算した延滞利子を支払わなければなりません。ただし、その計算をして得た額が100円未満の場合は、この限りではありません。また、返還の遅れにやむを得ない事情がある場合は、延滞利子の減免について、ご相談ください。

11 関係条例・規則

○野田市看護師等修学資金貸付条例

○野田市看護師等修学資金貸付条例施行規則